

国立大学法人静岡大学の物品購入等契約における競争参加資格取扱基準

平成22年 9月 1日
理事（財務・施設担当）裁定

（目的）

第1条 この基準は、国立大学法人静岡大学契約規則（以下「契約規則」という。）第6条第2項に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）における物品の製造（工事を除く。）、物品の販売、役務の提供等（設計・コンサルティング等業務を除く。）及び物品の買受け（以下それぞれ「製造」、「販売」、「役務提供等」、「買受け」という。）の調達に関する競争参加資格の基本的事項を定めることにより、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本学における製造、販売、役務提供等及び買受けに係る競争参加資格に関する取扱いについては、他に定めのある場合を除くほか、この基準の定めるところによる。

（製造、販売、役務提供等又は買受けの予定価格別の一般競争参加者の資格）

第3条 一般競争に参加することができる者の資格については、契約規則第6条に定めるところとする。

（等級格付けの審査の項目）

第4条 前条に規定する等級に格付けされる資格の審査の項目は次に掲げるとおりとする。ただし、物品販売業者、役務提供等業者及び物品買受業者については、第二号のロは適用しない。

一 申請者から別紙様式1による一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出があった日（以下「審査基準日」という。）の直前2年の各営業年度における年間平均生産（販売）高（以下「年間平均生産高等」という。）

二 経営規模

イ 審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人にあつては、資本金額（出資金及び加入金を含む。）に新株式払込金又は新株申込証拠金、準備金、積立金及び繰越金の額を加えた額を、個人にあつては、次年繰越純資本金の額をいう。以下「自己資本額」という。）

ロ 直前決算における生産設備（機械装置類、運搬具類、工具その他）の価額の合計額（以下「生産設備の額」という。）

三 経営比率

直前決算における流動比率（流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したものをいう。以下「流動比率」という。）

四 審査基準日の前日までの営業年数（以下「営業年数」という。）

2 前項の場合において、申請者が組合である場合の資格審査の数値は次に掲げるとおりとする。

一 年間平均生産高等については、製造にあつては組合の年間平均製造高と当該組合を直接又は間接に構成する組合及び事業者で当該申請において受注を希望する品目に係る事業と同一の事業を行っているもの（以下「関係組合員」という。）の年間平均製造高（組合に委託し又は組合から委託を受けた製造及び他の関係組合員に委託した製造に係る製造高を除く。）との合計額、販売、役務提供等又は買受けにあつては組合

の年間平均販売高（関係組合員に対する販売に係る販売高を除く。）と関係組合員の年間平均販売高（組合又は他の関係組合員に対する販売に係る販売高を除く。）との合計額

二 自己資本額及び生産設備の額については、組合及び関係組合員のそれぞれの数値の合計額

三 流動比率については、組合の流動資産の額と関係組合員の流動資産の額との合計額を組合の流動負債の額と関係組合員の流動負債の額との合計額で除して得た数値の百分比

四 営業年数については、組合の営業年数と関係組合員の営業年数とを合計したものの平均値

（等級格付けの方法）

第5条 等級の格付けは一般競争に参加する資格を得ようとする者について、製造等業者の別に従い、別記1の年間平均生産高等により算定した数値と、自己資本額により算定した数値と、流動比率により算定した数値と、営業年数により算定した数値及び生産設備の額により算定した数値（物品販売業者、役務提供等業者、物品買受業者を除く。）の和の数値の、次の表の中欄に掲げる数値に応ずるそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に行うものとする。

| 区分 | 数値 | 等級 |
|--------------------|-------------|----|
| 物品製造業者（船舶の新造を除く。） | 90 以上 | A |
| | 80 以上 90 未満 | B |
| | 55 以上 80 未満 | C |
| | 55 未満 | D |
| 物品販売業者 | 90 以上 | A |
| | 80 以上 90 未満 | B |
| | 55 以上 80 未満 | C |
| | 55 未満 | D |
| 役務提供等業者（船舶の整備を除く。） | 90 以上 | A |
| | 80 以上 90 未満 | B |
| | 55 以上 80 未満 | C |
| | 55 未満 | D |
| 物品買受業者 | 70 以上 | A |
| | 50 以上 70 未満 | B |
| | 50 未満 | C |
| 物品製造業者（船舶の新造業者） | 90 以上 | A |
| | 80 以上 90 未満 | B |
| | 55 以上 80 未満 | C |
| | 55 未満 | D |
| 役務提供等業者（船舶の整備業者） | 90 以上 | A |
| | 80 以上 90 未満 | B |
| | 55 以上 80 未満 | C |
| | 55 未満 | D |

(一般競争参加資格審査申請書の提出等)

第6条 製造、販売、役務提供等又は買受けの一般競争に参加する資格を得ようとする者は、申請書を契約担当役に提出するものとする。

- 2 申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。
 - 一 登記簿謄本又は登記事項証明書又は身元を証明する書類
 - 二 営業経歴書
 - 三 財務諸表又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
 - 四 法人税又は所得税及び消費税及び地方消費税の納税証明書
- 3 前項第一号及び第四号に掲げる書類は、写しをもって代えることができる。
- 4 第2項第一号及び第四号に掲げる書類について、提出することが著しく困難な場合にあっては、当該書類に相当する内容を示す書類をもって代えることができる。
- 5 契約担当役は、第1項の規定により申請書を受理するときは、当該申請書の内容を確認等しなければならない。
- 6 契約担当役は、受付処理を終えた申請書及び第2項に係る添付書類を当該申請書により審査した資格の有効期限が満了するまで保管しなければならない。
- 7 第1項による申請書が統一参加資格の申請をしている場合は、この基準による資格審査を受け付けないことができる。

(資格の等級の決定及び通知等)

第7条 契約担当役は、一般競争に参加する資格を得ようとする者について、第5条に定めるところにより資格を審査し、等級等を決定するものとする。

- 2 契約担当役は、等級等を決定したときは、申請者に別紙様式2による資格審査結果通知書(以下「通知書」という。)により通知するものとする。
- 3 申請者は、等級等の決定後において、経営の状態が申請書の内容と著しく相違し、資格の等級に変更が生じると予想される場合には、契約担当役へ直ちにその旨を申し出なければならない。
- 4 契約担当役は、申請者が不正の手段により、一般競争参加資格の認定を受けたと認められる場合は、当該資格を取り消すものとし、別紙様式3による資格取消通知書により通知するものとする。

(一般競争参加資格者名簿の作成等)

第8条 契約担当役は、一般競争に参加する資格を得ようとする者について資格の等級等を決定したときは、製造等業者の別に区分した別紙様式4による競争参加資格者名簿を作成しなければならない。

(申請事項の変更)

第9条 申請者は、等級等の決定後において、申請書の内容のうち、次に掲げる事項について変更のあった場合には、別紙様式5による競争参加資格審査申請書変更届(以下「変更届」という。)を契約担当役へ提出しなければならない。

- 一 住所
 - 二 商号又は名称
 - 三 法人である場合においては代表者の氏名、個人である場合においてはその者の氏名
 - 四 希望する資格の種類
 - 五 営業品目
- 2 変更届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法人の住所、商号若しくは名称又は代表者の氏名の変更については、登記簿の謄本又は抄本の写し
 - 二 個人の住所の変更については、住民票の写し等の変更項目を確認できる書類
 - 三 希望する資格の種類に物品の製造を追加する場合は、直近の財務諸表と申請書の「設備の額」及び「主要設備の規模」の欄と同様の記載をした適宜様式
- 3 契約担当役は、第1項の規定により、変更届を受理するときは、当該届出の内容を確認等しなければならない。
 - 4 契約担当役は、受付処理を終えた変更届及び第2項に係る添付書類を資格の有効期限が満了するまで保管しなければならない。
 - 5 契約担当役は、第1項の届出があったときは、第7条の規定に準じ再度等級等の決定等を行うものとする。
 - 6 契約担当役は、前項において再度等級等を決定等したときは、一般競争参加資格者名簿の内容を訂正しなければならない。

(一般競争に参加する者に必要な資格の基本事項等の公示)

第10条 契約担当役は、この基準に規定する一般競争に参加する者に必要な資格の基本となるべき事項及び申請の時期、方法等について本学のホームページに公示を行うものとする。

(一般競争参加資格者が不在等の場合における資格審査の公示)

第11条 契約担当役は、特定の製造、販売、役務提供等又は買受けを一般競争に付そうとする場合において、一般競争参加資格者名簿に記載された製造等業者がない等特別の事情により入札ができないと認めるときは、随時に一般競争に参加する資格を得ようとする者の資格の審査を行う旨の公示をすることができる。

- 2 前項の公示は、一般競争に付そうとする製造、販売、役務提供等又は買受けの種類及び資格審査申請の期限、方法等について、本学のホームページにより行うものとする。
- 3 第6条中申請書及び添付書類に係る部分の規定並びに第7条及び第8条の規定は、第1項の規定による資格の審査について準用する。

(入札に参加しようとする者の提出書類)

第12条 入札に参加しようとする者はあらかじめ、契約担当役に通知書の写しを提出しなければならない。

(一般競争参加資格の有効期限)

第13条 一般競争に参加する資格を有する者に係る一般競争参加資格の有効期限は、当該資格を認定した年度の3月31日までの間とする。

(日本語訳の付記等)

第14条 この定めにより提出する書類であって、外国語で記載のものには、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

附 則

この基準は、平成22年9月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から実施する。

別記 1

| 摘要 | 段階 | 数値 (製造) | 数値(販売、 役務提供等、買受け) |
|------------------|-----------------------|------------|----------------------|
| 年間平均生産高等 | 200 億円以上 | 60 | 65 |
| | 100 億円以上 200 億円未満 | 55 | 60 |
| | 50 億円以上 100 億円未満 | 50 | 55 |
| | 25 億円以上 50 億円未満 | 45 | 50 |
| | 10 億円以上 25 億円未満 | 40 | 45 |
| | 5 億円以上 10 億円未満 | 35 | 40 |
| | 2.5 億円以上 5 億円未満 | 30 | 35 |
| | 1 億円以上 2.5 億円未満 | 25 | 30 |
| | 5,000 万円以上 1 億円未満 | 20 | 25 |
| | 2,500 万円以上 5,000 万円未満 | 15 | 20 |
| | 2,500 万円未満 | 10 | 15 |
| 自己資本額 | 10 億円以上 | 10 | 15 |
| | 1 億円以上 10 億円未満 | 8 | 12 |
| | 1,000 万円以上 1 億円未満 | 6 | 9 |
| | 100 万円以上 1,000 万円未満 | 4 | 6 |
| | 100 万円未満 | 2 | 3 |
| 流動比率 | 140%以上 | 10 | |
| | 120%以上 140%未満 | 8 | |
| | 100%以上 120%未満 | 6 | |
| | 100%未満 | 4 | |
| 営業年数 | 20 年以上 | 5 | 10 |
| | 10 年以上 20 年未満 | 4 | 8 |
| | 10 年未満 | 3 | 6 |
| 生産設備の額 (製造のみ) | 10 億円以上 | 15 | - |
| | 1 億円以上 10 億円未満 | 12 | - |
| | 5,000 万円以上 1 億円未満 | 9 | - |
| | 1,000 万円以上 5,000 万円未満 | 6 | - |
| | 1,000 万円未満 | 3 | - |